



四運自旅第66号

# 指 定 書

一般社団法人 四国バス協会  
代表理事 清水 一郎 殿

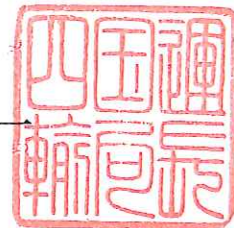
平成29年5月12日付け四バス協第18号で申請のあった一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定については、道路運送法第43条の2第1項の規定により、下記のとおり指定する。

## 記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ・適正化機関の名称 | 一般社団法人四国バス協会    |
| ・所在地      | 香川県高松市西の丸町1番26号 |
| ・事務所の所在地  | 香川県高松市西の丸町1番26号 |
| ・指定に係る区域  | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| ・適正化事業の種別 | 一般貸切旅客自動車運送事業   |

平成29年5月16日

四国運輸局長 瀬部 充



四 国 運 輸 局